

II 健康保険等の加入状況の確認資料

※原本提示も可とします。

1 健康保険及び厚生年金保険について

(1) 健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険双方とも年金事務所で加入の場合
保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し（直近のもの）

【窓口納付の場合】領収日付印がある領収証書の写し

【口座振替納付の場合】保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

※上記に代えて、厚生労働省が発行する社会保険料納入証明（申請）書（3か月以内）、年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（3か月以内）、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し（直近のもの）でも可。

(2) 組合管掌健康保険に加入の場合

組合管掌健康保険の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し（直近のもの）

※ 様式 20 号の 3 の事業所整理記号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載してください。

(3) 建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本（3か月以内）及び年金事務所発行の厚生年金保険料支払いに係る領収証書の写し（直前の支払いの分）（直近のもの）

※ 様式 20 号の 3 の保険加入の有無の欄については、適用除外の「3」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

2 雇用保険について

(1) 自社で申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

(2) 口座振替を利用している場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し（直近のもの）

(3) 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の雇用保険の領収書の写し（直近のもの）（労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付してください）。

※これらの書類を提出できない場合は、届書の写し（受付印があるものに限る。）など、届書を提出したことを確認できるものを提出してください。